

あなたも一言

平和への願い

西山和気 江藤 政一 さん



太平洋戦争真っ只中の昭和19年10月、当時住んでいた熊本県の八代から満州へ出征しました。今のモンゴルとロシアとの国境警備のため極寒のハイラルという場所に送られ、零下40～50度の中で、来る日も来る日も寒さと飢えと厳しい軍事訓練に耐えていました。過酷な日々の中で、何人もの戦友が病気で息をひきとりました。

同じ兵舎の戦友が亡くなったとき、わたしは衛兵(棺を守る役)を命ぜられ、ほかの6名の衛兵とともに、遺体を十数キロも離れた火葬場まで大八車で運び、白樺の丸太を用いて戦友を焚火に付しました。みんな声をあげて泣きました。終戦後、わたしは朝鮮での任務を終え、昭和20年12月に復員できました。

平成に生きるわたしたちは、貴重な生命を何よりも大切に、平和な世の中を築いていかなければなりません。



昭和19年元旦、熊本県八代の自宅にて(後列左から2人目が江藤さん)

原爆の子の像の前で平和を誓う平和大使(昨年8月6日、広島)



◆問い合わせ 人権啓発課
981・3127



◆問い合わせ 八幡人権・交流センター 980・13127

平和大使の広島派遣事業は、八幡市非核平和都市推進協議会(ピース八幡)が市の補助を受けて毎年実施。今年、参加する中学生は次のとおりです。(敬称略・順不同)
▽算道(山崎中2年)、勝見桃乃(同2年)、于再治(二中3年)、鍋島芽衣(同3年)、越本美英子(三中3年)、杏村樹香(同3年)、森美月(東中3年)、隅田一樹(同2年)

市と市非核平和都市推進協議会は、広島平和記念式典に参加した中学生8人の「被爆地ヒロシマ」での体験談を聞く「平和大使報告会と韓国伝統芸能公演」を開催します。

また第2部は韓国伝統芸能公演。入場は無料(定員250人)、事前に八幡人権・交流センターに申し込みください。
▽日時 8月27日(土)午後1時30分
▽場所 八幡人権・交流センター2階大ホール
◆問い合わせ 八幡人権・交流センター 980・13127

平和大使が ヒロシマへ

平和大使の中学生らが8月5日、広島平和記念式典(8月6日)に参加するため被爆地「ヒロシマ」に出発します。

平和を願い黙とうを



平和を願い、黙とうする市職員(昨年8月6日、市役所)

昭和20年8月6日午前8時15分、広島に原子爆弾が投下され、同9日午前11時2分、長崎に原子爆弾が投下されました。終戦から今年で66年。多くの犠牲者のご冥福と恒久平和を祈念するため、次の日時に1分間の黙とうをお願いします。

▽広島被爆の時
8月6日(土) 午前8時15分
▽長崎被爆の時
8月9日(火) 午前11時2分
▽終戦の日
8月15日(月) 正午

節電にご協力ください

緊急的な節電

東日本大震災の影響により、関西でも電力供給が深刻な問題になっていました。特に、電力需要がピークを迎える夏場は、節電が求められています。

市では、これまでもエコ・オフィス計画を進めてきましたが、今年は特に夏のエアコンの実際の使用期間の延長、冷房の設定温度を28℃に徹底、本庁舎エレベーター2基のうち1基を停止、OA機器や照明機器の管理による省エネ・節電に積極的に取り組んでいます。

市民の皆さんも、ご理解とご協力をいただきますとともに、ご家庭ですぐにできる節電の取り組みをお願いします。

市民の皆さんも、ご理解とご協力をいただきますとともに、ご家庭ですぐにできる節電の取り組みをお願いします。

小型充電式電池はリサイクルBOXへ



ビデオカメラ、携帯電話、ヘッドホンステレオなどの電気製品に使われている小型充電式電池は、ニッケル、カドミウム、コバルトなどの貴重な資源を含んでいるため、メーカーが回収し、リサイクルすることが法律によって義務付けられています。

不要になった場合、スーパーや電気店などにある小型充電式電池リサイクルBOXに入れてください。

◆問い合わせ 環境保全課

打ち水大作戦

八幡市駅前周辺の歩道等で実施

市は、8月2日(火)の午後5時45分から打ち水大作戦を行います。

今年は、八幡市駅前周辺の歩道等で実施します。

多くの市民の皆さんのご参加とご協力をお願いします。

※雨天の場合は、8月5日(金)に延期。

打ち水は、地面にまかれ



打ち水をする高校生(昨年8月3日、市役所南玄関前)

8月是人権強調月間です。市では、今回の東日本大震災の被災者の人権尊重と保護について、神戸大学大学院法学研究科教授の坂元茂樹さんから寄稿をいただきました。

◆問い合わせ 人権啓発課

(八幡人権・交流センター ☎981-3127)

8月是人権強調月間

震災と人権

坂元 茂樹



さかもと・しげき
神戸大学大学院法学研究科
教授、(財)世界人権問題研究セ
ンター第一部(国際人権法)
部長。日本人として国連人権
理事会諮問委員会委員にはじ
めて選ばれた。専攻は国際法
で、著書・論文多数。

はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、東北三県に壊滅的な打撃を与え、福島第一原発の原子力事故も加わり、日本は未曾有の危機に直面しています。

死者1万5千508人、行方不明者7千207人(警察庁統計6月29日現在)という人的被害の甚大さは、自然災害の恐ろしい人間生活の脆さを改めて実感させました。

震災から100日以上が経過した現在でも、2万人を超える人々が避難所生活を行っています。地震や津波によって家を流された人々に加えて、福島原発事故によって強制移動を余儀なくされた人々です。震災後に発生した福島周辺住民に対する不当な差別事象など、被災者の人権保護という観点から多くの課題が見えてきました。



①被災地の状況(本年3月、宮城県南三陸町)
②被災地で給水活動する本市職員(本年3月、岩手県宮古市)



って、すべての人の人権がなくなるわけではありません。震災からの避難、復旧、復興というすべての過程において、被災者の人権が保護されなければなりません。

このときに、手がかりを与えてくれるのが、1998年に国連人権委員会(現在の人権理事会の前身)が採択した「国内避難民に関する指導原則」です。

被災者の人権

国内避難民というと、武力紛争や内乱で戦火を逃れている人々を連想されるかもしれませんが、この原則は自然災害や人的災害により常居所を離れることを余儀なくされ

た人も対象にしています。同原則では、「国内避難民は、国内避難民であること理由として、いかなる権利及び自由の享受においても差別されない(第1原則)ことが確認される」とも、第11原則で「すべての人(国内避難民)は、尊厳並びに身体的、精神的及び道徳的に健全であることに対する権利を有する」と規定されています。復旧、復興にあたっては、被災者の人権や尊厳を守るという視点が

政治の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする(第1条)ものなので、どうしても被災者の視点が希薄な印象をうけます。それを補うものが、国連の指導原則といえます。法的拘束力はありませんが、原則の精神に基づいて被災者支援にあたる必要が

被災者保護に関する運用ガイドライン

くしくも、2011年1月、国際赤十字やユニセフなど緊急支援にあたる機関の集まりであるIASCが「自然災害発生時の被災者保護に関する運用ガイドライン」を発表しています。

この運用ガイドラインは、国際的に確立された被災者保護の運用ガイドラインであり、被災者支援にあたる国や自治体などがこの運用ガイドラインに沿った被災者支援を行うように要望しています。ガイドラインでは、被災者が、単に受け身の立場で利益や恩恵を受ける存在ではなく、特定の義務者(国など)に対して権利を主張できる存在であることが確認されています。

被災者は、法的な真空状態の中にいるわけではなく、日本の憲法や法律の下で生活して

いる国民や外国人であり、日本が締結国となっている国際人権条約で保障されている人権の享受者です。国には、こうした人々の人権を尊重し保護する責任があります。

人権と聞くと堅苦しいと思う人もいますが、被災者には十分で安全な食料や水、公衆衛生、健康の維持や感染症の予防、プライバシーの保護、衣類などの物資の供給を受ける権利があります。また、女性や高齢者、障がい者や子どもなどには特別の配慮が必要です。

おわりに

震災後、多くの日本国民が示した援助の申し出やボランティア活動は、運用ガイドラインの内容は知らなくても、このガイドラインが目指す被災者の人権を守るための活動でした。また、避難所での生活では、なかなかプライバシーの権利が尊重されない、仮設住宅の入居を希望する人に行き届いていない、ただ早く提供できるように国や自治体は努力を重ねる必要があります。

今回の震災は日本にとって大きな試練です。多くの日本国民が被災者に心を寄せ自分のできる範囲で協力したことは、日本が決して「無縁社会」ではなく、連帯の心が残っている健全な社会であることを証明したといえます。

被災者が、生活再建ができるまで、国と自治体は人権に配慮した支援を続ける必要があります。

被災地から市内に避難された皆さんへ

市では、東日本大震災で被災し、市内に避難して来られた皆さんに生活の支援を実施しています。

総務課で被災者登録をし、発行された被災者確認書を基に、各担当課が各種支援を行います。

◆問い合わせ 総務課